

坂 うめじろうまんじゅうパッケージ等制作業務委託仕様書

1 業務内容

坂 うめじろうまんじゅうパッケージ等制作業務

2 業務の目的

本町の町木である「梅」の実を用いて開発した坂 うめじろうまんじゅう（以下、「饅頭」という。）を販売するにあたり、本町の「文化」、「特長」、「観光名所」及び「坂町公式マスコットキャラクター」等を町内外にPRし、認知度を高められるパッケージ及び販促物等を制作することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日の翌日～令和6年3月29日

4 納入場所

坂町役場3階産業建設課（安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号）

5 制作物

次の各号に掲げるものの制作に係る、デザイン・構成・取材・撮影・編集・印刷等の全ての業務

(1) 包装紙（饅頭の個包装）

ロールで納品し、饅頭製造事業者にて封入できるものとする。

ベイサイドビーチ坂物販飲食施設や町内外の小売店等での販売を想定しており、町の魅力が感じられ、思わず手に取りたくなるような洗練されたデザインとすること。

デジタル印刷によることとし、複数のバリエーションを設けること。

食品表示法に基づく消費者向けの表示及び商品の認識・管理を行うためのバーコード（JAN）を作成・印字すること。

➤ 数量：43,120個分

➤ 素材：マットOPP#20//透明蒸着PET（シリカ）#12//LLDPE（一般）#40

※冷凍対応の素材とすること。

➤ 規格：巾194mm×高さ109mm

➤ 表 示 :

品名 坂うめじろうまんじゅう

名称	まんじゅう
原材料名	白生餡（広島県製造）、砂糖、小麦粉、卵、蜂蜜、水飴、梅ペースト、米油／トレハロース、膨張剤、増粘剤（加工でん粉、増粘多糖類）、酸味料（クエン酸）、着色料（青1）
内容量	1個
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて保存
販売者	坂町 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 TEL 082-820-1536

製造所 蜜屋本舗(株)
広島県呉市中通 3-5-10
TEL 0823-21-3255

開封後はお早くお召し上がり下さい。

脱酸素剤は食べられません。

栄養成分表示（1個あたり）	
熱量	131kcal
たんぱく質	2.4g
脂質	0.6g
炭水化物	28.9g
食塩相当量	0.1g

※プラマーク

※バーコード JAN

※日付印字スペース（15mm×30mm 程度）

(2) 化粧箱

個包装した饅頭を5個入れられるものとする。

坂町の自然や風景、坂町公式マスコットキャラクター「坂 うめじろう」等を取り入れた個性が感じられるデザイン・装飾であること。

食品表示法に基づく消費者向けの表示及び商品の認識・管理を行うためのバーコード（JAN）を作成・印字すること。

➤ 数 量 : 5,000 個

(3) 手提げ袋

化粧箱を寝かせずそのまま入れられるサイズとし、坂町の木や花、「坂うめじろう」等を取り入れたデザインであり、坂町を連想できるものにする。

無料での配布を計画しており、環境に配慮した素材を使用すること。

- 枚数：5,000枚
- 素材：紙又はビニール素材

(4) リーフレット

饅頭を化粧箱に入れて販売するときに同梱するほか、饅頭の販売場所等での配布を想定しており、坂町の観光に関する情報をコンパクトに集約したものとする。 ※饅頭に限らず、坂町の観光に関する情報で作成すること。

- 枚数：6,000枚
- 寸法：巾 210mm×高さ 70mm 程度（三つ折り）

(5) 幟旗

町内外での町の PR や地産地消イベント等での使用を想定しており、饅頭の魅力が一目で分かり、イベント等の来場者の目を引くものとする。

- 枚数：10枚
- 寸法：巾 600mm×高さ 1800mm 程度

(6) ロゴマーク

本町が一体感を持って、魅力的な地域づくりと町の発信を進めるため、積極的に商品パッケージに使用できるデザインとし、坂町のブランドイメージを高め、町関連商品の知名度向上と販路拡大に資するものであること。

※饅頭に限らず、坂町の特産品等、全般的に使用できるデザインとすること。

- 数量：1個

(7) シール（ロゴマーク）

(6)のロゴマークを使用したシールを作成すること。

- 数量：5,000枚
- 寸法：巾 30mm×高さ 45mm 程度
- 材質：ミラーコート

6 納期

令和6年3月29日（金）

7 その他留意事項

- (1) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、双方協議の上定める。
- (2) 写真、作成したイラストを含むすべての成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、その他一切の権利は坂町に帰属するものとする。また、受託者は成果品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととする。
- (3) 成果品に関して、受託者以外の者との間で著作権にかかわる問題が生じた場合は、

全て受託者の責任とする。